

事 務 連 絡
令和3年7月26日

一般社団法人 日本癌学会 御中

厚生労働省医政局総務課

医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書について

標記について、別添のとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部(局)あて事務連絡を発出いたしましたので、御了知いただくとともに、貴会会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

(別添)

事務連絡
令和3年7月26日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局総務課

医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書について

医療法に基づく医療に関する広告規制（以下「医療広告規制」という。）の具体的な運用につきましては、これまでに、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（平成30年5月8日付け医政発0508第1号厚生労働省医政局長通知の別添3）（最終改正：令和3年3月25日）及び「医療広告ガイドラインに関するQ&A」（平成30年8月10日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡の別添）（最終改正：平成30年10月24日）をお示ししているところです。

今般、医療に関する広告規制への関係者の理解を深めるため、厚生労働省にて実施している「医業等に係るウェブサイトの調査・監視強化事業」において、実際に医療広告規制への抵触が認められた事例や、医療広告規制の内容の周知が必要と考えられた事例等をもとに、別紙のとおり「医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書」を作成いたしました。つきましては、本内容について御了知のうえ、業務の参考としてご活用いただくとともに、貴管下医療機関及び関係団体への周知をお願いいたします。

なお、本事例解説書については、厚生労働省のホームページから入手可能であることを申し添えます。

(URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000808457.pdf>)

(別紙)

医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書

令和3年7月 作成

目次

分類		事例	頁
1. 広告が禁止される事例		(1) 治療内容・期間の虚偽（虚偽広告）	5
		(2) データの根拠を明確にしない調査結果（虚偽広告）	6
		(3) 医療広告ガイドラインを遵守している旨の広告（誇大広告）	7
		(4) 施設の規模、人員配置、提供する医療の内容等の比較（比較優良広告）	8
		(5) 著名人との関係性強調（比較優良広告）	9
		(6) 施設について誤認させる広告（〇〇センター）（誇大広告）	10
		(7) 提供する医療の内容等について誤認させる広告（誇大広告）	11
		(8) 科学的根拠が乏しい情報による誘導（誇大広告）	12
		(9) データの内訳が示されていない手術件数	13
		(10) 体験談（省令禁止事項）	14
		(11) 体験談（省令禁止事項） ※ 口コミサイトから転載	15
		(12) ビフォーアフター写真（省令禁止事項）	16
		(13) 複数のビフォーアフター写真（省令禁止事項）	17
2. 広告可能事項の記載が不適切な事例		(14) 治療の方法	19
		(15) 医療従事者の専門性資格	20
3. 限定解除要件の記載が不適切な事例	3-1 限定解除要件について	(16) 「専門外来」「診療科名」「専門性資格」「手術件数」「新聞や雑誌等で紹介された旨」における限定解除	22
	3-2 自由診療に関する限定解除要件について	(17) 自由診療における限定解除	24-28
		(18) 未承認医薬品等を用いた自由診療における限定解除	29
		(19) 医薬品等を承認された効能・効果と異なる目的で用いた自由診療における限定解除	30
4. 広告するにあたって注意が必要な事例		(20) 様々な治療の方法が含まれ、そのいずれの治療を提供するのかが明確ではない診療科名	32
		(21) 提供される医療とは直接関係ない事項による誘引	33

はじめに

近年、美容医療サービスに関する情報提供を契機として、消費者トラブルが発生していること等を踏まえ、平成29年に医療に関する広告規制の見直しを含む医療法の改正が行われ、平成30年6月1日に施行されました。これにより、広告規制の対象範囲が単なる「広告」から「広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示」へと変更され、ウェブサイト等による情報提供も規制の対象となりました。

ただし、ウェブサイト等については、他の広告媒体と同様に広告可能事項を限定する場合、詳細な診療内容など患者等が求める情報の円滑な提供が妨げられるおそれがあります。そこで、医療を受ける者による適切な医療の選択が阻害されるおそれが少ない場合には、以下の要件を満たすことにより、広告可能事項の限定を解除できます。

<限定解除要件>

- ① 医療に関する適切な選択に資する情報であって患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること
- ② 表示される情報の内容について、患者等が容易に照会ができるよう、問い合わせ先を記載することその他の方法により明示すること
- ③ 自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項について情報を提供すること
- ④ 自由診療に係る治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること

本改正を受け、厚生労働省では平成29年度から「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」においてネットパトロールを実施し、医療機関のウェブサイトによる情報提供における監視を強化しています。

今般、医療広告規制の更なる理解を図るため、ネットパトロールにおいて蓄積された実際の事例等を基に、個々の事例を分かりやすく解説する本事例解説書を作成しました。医療機関のウェブサイトによる情報提供は、限定解除要件を満たすことによって広告が可能である事例が多いことから、本事例解説書においては、限定解除要件に関連した事例を多く掲載しています。ただし、掲載した事例は一例であり、不適切な例や改善例の全てではない点についてはご注意ください。

本事例解説書を活用いただき、「規制する側」である自治体や「規制される側」である医療機関・ウェブサイト制作事業者、また、国民の各者において、医療に関する広告規制の理解が深まることを願っています。

※なお、本事例解説書では、上記限定解除要件の4要件のうち、一般的なウェブサイト（リスティング広告、バナー広告を除く）等であれば、原則として①の要件を満たすことから、広告が①の要件を満たすことを前提として、②から④を対象とする事例解説を行っています。

※本事例解説書は現行の法令やガイドライン等に準拠して、わかりやすく解説することを目的に作成いたしました。今後、法令やガイドライン等が改訂された場合には、それに合わせた見直しを行う予定です。

- 医療機関のウェブサイトについて、医療広告違反の疑いのある表示があった場合は、以下のサイトに情報をお寄せくださいますようお願いいたします。

<厚生労働省「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」受付窓口>

<http://iryokoukoku-patroll.com>

- 医療広告に関するご相談は、医療機関を所管する自治体の窓口にご連絡をお願いいたします。問合せ窓口一覧を厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、適宜ご参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000732975.pdf>

1. 広告が禁止される事例

1. 広告が禁止される事例

(1) 治療内容・期間の虚偽（虚偽広告）

治療内容や期間を偽った表現

医療広告ガイドラインでは、絶対安全な手術等は、医学上あり得ないため、虚偽広告として取り扱うこととされている。また、治療後の定期的な処置等が必要であるにもかかわらず、全ての治療が短期間で終了するといった内容の表現を記載している場合には、虚偽広告として取り扱うこととされている。

事例① 医学上あり得ない内容の表現 — □ ×

〇〇美容クリニック

ホーム | 診療内容 | 医院紹介 | アクセス

 **<当院の強み>**

1. どんなに難しい手術でも成功

当院には、手術実績が豊富で高度な技術を持った医師が多く在籍しております。そのため当院では **どんなに難しい手術でも必ず成功させます！**

2. 絶対安全な治療

数多くの症例をこなしてきた医師が多く在籍しているため、当院の**治療はどのような症例でも絶対安全です！**

解説①
医学上あり得ない記載をしている

事例② 実態と異なり、全ての治療が短期間で終了するような表現 — □ ×

〇〇歯科

ホーム | 診療内容 | 医院紹介 | アクセス

即日インプラント治療
1日で**全ての治療**が終了します。

解説②
定期的なメンテナンスが必要にもかかわらず、全ての治療が1日で終了すると記載している

<治療の流れ>

```

    graph LR
      A[検査] --> B[診断・検査]
      B --> C[術前治療]
      C --> D[手術]
      D --> E[定期メンテナンス]
    
```

医療法関連法令	法第6条の5第1項
医療広告ガイドライン	第3の1 (1) 内容が虚偽にわたる広告（虚偽広告）
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

1. 広告が禁止される事例

(2) データの根拠を明確にしない調査結果（虚偽広告）

データの根拠を明確にしない調査結果

医療広告ガイドラインでは、調査結果等の引用による広告について、データの根拠（具体的な調査方法等）を明確にせず、データの結果と考えられるもののみを示すものについては、虚偽広告として取り扱うこと、とされている。

事例① データの根拠を明確にしない患者満足度

〇〇美容クリニック

ホーム

診療内容

医院紹介

アクセス



解説①

データの根拠を明確にせず患者満足度のみを示している

多くの皆様にご満足
いただいております！

医療脱毛
患者様満足度

99%

事例② データの根拠を明確にしない治療の効果

〇〇美容クリニック

ホーム

診療内容

医院紹介

アクセス



解説②

治療の効果について、データの
結果と考えられるもののみを示
している

当院の発毛治療

HARG療法

当院におけるHARG療法の発毛率は**99%**です。
治療を受けた患者様のほぼ全員が効果を実感しておられます！

当院のインプラント治療

インプラント

当院のインプラント手術の**成功率**は**97.5%**です。

患者満足度調査の扱いについて (医療広告ガイドライン抜粋)

患者満足度調査を実施している旨、当該調査の結果を提供している旨又は当該調査の結果の入手方法等については広告可能であるが、当該調査の結果そのものについては、広告が認められないことに留意すること

医療法関連法令	法第6条の5第1項
医療広告ガイドライン	第3の1 (1) 内容が虚偽にわたる広告（虚偽広告）
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q3-22

1. 広告が禁止される事例

(3) 医療広告ガイドラインを遵守している旨の広告 (誇大広告)

医療広告ガイドラインを遵守している旨を強調した表現

医療広告ガイドラインを遵守していることは、特段、強調すべきことではないと考えられるため、文字の大きさ・色等によって強調するような表現は認められない。また、公的な制度により行政機関が保証しているように誤認を与える表現も、同様に認められない。

事例① 文字の大きさや色等による過度な強調

事例① 文字の大きさや色等による過度な強調

〇〇美容外科クリニック

診療時間 10:00~18:00
休診日 日曜・祝日

ホーム 診療科名

解説①
文字の大きさ・色等で医療広告ガイドラインを遵守している旨を強調している

医療広告ガイドラインの遵守について

〇〇美容外科クリニックは、厚生労働省より2018年6月に施行された「医療広告ガイドライン」を遵守したサイトを作成しております。それに伴い、いくつかの項目の削除や修正を実施致しました。ご理解のほどよろしくお願い致します。

〇〇美容外科クリニック
院長 〇〇

診療案内

当院は、美容外科として豊富な実績を持つ医師が揃っており、ご来院される皆様のお悩みやご希望を丁寧にお伺いした上で、適切な施術等をご提案できるよう心掛けております。どうぞご安心の上ご来院ください。

[よくあるご質問](#) ← クリックしてください。

事例② 規制遵守を公的な制度により行政機関が保証するような表現

事例② 規制遵守を公的な制度により行政機関が保証するような表現

〇〇美容外科クリニック

診療時間 10:00~18:00
休診日 日曜・祝日

ホーム 診療科名

解説②
医療広告規制を遵守している旨について、制度として行政機関が認証を与えていると誤認させるような表現になっている

厚生労働省 医療広告規制 適合 (医)-第〇〇号

当院のサイトは、厚生労働省が定めた医療広告ガイドラインの遵守状況を確認する審査制度に基づき、指定審査機関から認定証を取得したことをお知らせいたします。

診療案内

当院は、美容外科として豊富な実績を持つ医師が揃っており、ご来院される皆様のお悩みやご希望を丁寧にお伺いした上で、適切な施術等をご提案できるよう心掛けております。どうぞご安心の上ご来院ください。

[よくあるご質問](#) ← クリックしてください。

医療広告ガイドラインを遵守している旨を強調しない表現による改善例

医療広告ガイドラインを遵守している旨を記載する場合は、過度に強調せずに記載する。

〇〇美容外科クリニック

診療時間 10:00~18:00
休診日 日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

ホーム 診療科名 医院紹介 アクセス

地域に密着した医療サービスの提供を目指します。

診療案内

当院は、美容外科として豊富な実績を持つ医師が揃っており、ご来院される皆様のお悩みやご希望を丁寧にお伺いした上で、適切な施術等をご提案できるよう心掛けております。どうぞご安心の上ご来院ください。

[よくあるご質問](#) ← クリックしてください。

お知らせ・最新情報

2021年〇月〇日 当院のホームページをリニューアルいたしました。
2020年〇月〇日 〇月~〇月の当院所属医師の診察・手術担当曜日と時間を掲載いたしました。

解説
医療広告ガイドラインを遵守している旨について、過度な記載はしていない

サイトマップ プライバシーポリシー

当院のホームページは、厚生労働省より2018年6月に施行された「医療広告ガイドライン」を遵守して作成しております。

Copyright©〇〇美容外科クリニック All Rights Reserved.

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-13

1. 広告が禁止される事例

(4) 施設の規模、人員配置、提供する医療の内容等の比較（比較優良広告）

他の病院又は診療所と比較して優良である旨の表現

医療広告ガイドラインでは、特定又は不特定の他の医療機関と自らを比較の対象とし、施設の規模、人員配置、提供する医療の内容等について、自らの病院等が他の医療機関よりも優良である旨の記載は医療に関する広告としては認められない、とされている。

事例① 最上級の表現

〇〇美容外科クリニック

ホーム	診療内容	医院紹介	アクセス
施設の規模	本グループは全国に展開し、 最高 の医療を広く国民に提供しております。		
人員配置	当院は 県内一 の医師数を誇ります。		
医療内容	当院は美容外科手術において 日本一 の実績を有しています		

解説①
 最上級の表現、その他優秀性について著しく誤認を与える表現を記載している

事例② 他の医療機関と比較した表現

〇〇クリニック

ホーム	診療内容	医院紹介	アクセス
施設の規模	当院は美容外科手術における脂肪吸引術の件数において 日本一の実績 を有しています！		
人員配置	当医院の医師は 県内でも有数の治療実績 があります		
医療内容	当医院は〇〇市の 他の医療機関と比較して、インプラント手術成功率が高い です。		

解説②
 不特定の他の医療機関と比較して優良である旨の記載がされている

**広告が可能である場合
 (医療広告ガイドライン抜粋)**

最上級を意味する表現その他優秀性について著しく誤認を与える表現を除き、必ずしも客観的な事実の記載を妨げるものではないが、求められれば内容に係る裏付けとなる合理的な根拠を示し、客観的に実証できる必要がある。調査結果等の引用による広告については、出典、調査の実施主体、調査の範囲、実施時期等を併記する必要がある。

医療法関連法令	法第6条の5第2項第1号
医療広告ガイドライン	第3の1(2) 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告（比較優良広告）
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-3

1. 広告が禁止される事例

(5) 著名人との関係性強調 (比較優良広告)

著名人との関係性を強調した表現

医療広告ガイドラインでは、著名人との関連性を強調するなど、患者等に対して他の医療機関より著しく優れているとの誤認を与えるおそれがある表現は、患者等を不当に誘引するおそれがあることから、比較優良広告として取り扱うこと、とされている。

事例 芸能人や著名人が患者である旨

× 解説
著名人が患者である旨が記載されている

The screenshot shows a browser window with the URL <https://www.abcde-clinic.com/datsumou>. The page content includes a header section titled '<当院からのお知らせ>' (Notice from our hospital). Below this, there is a graphic with a shield and three stylized human figures. To the right, a text box states: '2021年〇月〇日 サッカー選手の〇〇選手に患者第1号になっていただきました。写真は〇〇選手来院時に撮影致しました。' (On 〇月〇日, 2021, we welcomed our first patient, soccer player 〇〇. The photo was taken when player 〇〇 came to the hospital). A circular icon of a soccer player is also present, with the text '△△チームに所属する 〇〇選手' (Player 〇〇 belongs to the △△ team). Below this, another section titled 'モデルの〇〇さんも！' (Model 〇〇 is also!) features a green graphic of a person's legs and a text box that says: 'モデルの〇〇さんが当院に来院されました！ モデルの〇〇も効果実感！ 当院のホワイトニング！' (Model 〇〇 came to our hospital! Model 〇〇 also experienced the effect! Our whitening!).

医療法関連法令	法第6条の5第2項第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (2) 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告 (比較優良広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

1. 広告が禁止される事例

(6) 施設について誤認させる広告 (〇〇センター)
(誇大広告)

広告をしてはならない〇〇センターの表現

医療機関の名称、又は医療機関の名称と併記して掲載される名称は、本ページ右側の「〇〇センターの広告が可能である場合（医療広告ガイドライン抜粋）」に記載されている2つの箇条書きの場合以外については、医療広告ガイドラインでは誇大広告として取り扱うべきであること、とされている。

広告が可能である〇〇センターの表現

医療広告ガイドラインでは、以下に記載するもののほか、医療機関が提供する医療の一部を担当する部門名として患者向けに院内向けに院内掲示しているものをそのままウェブサイトに掲載している場合等には、原則として、内容が誇大なものとして扱わないこと、とされている。

事例① 医療機関名称

解説①
医療機関の名称としてセンターを記載している

△△インプラントセンター

診療時間 10:00~18:00
休診日 日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

ホーム | 診療内容 | 医院紹介 | アクセス

〇〇センターの広告が可能である場合
(医療広告ガイドライン抜粋)

- 法令の規定又は国の定める事業を実施する病院又は診療所であるものとして、救命救急センター、休日夜間急患センター、総合周産期母子医療センター等、一定の医療を担う医療機関である場合

又は

- 当該医療機関が当該診療について、地域における中核的な機能や役割を担っていると都道府県等が認める場合

事例② 医療機関の名称と併記

解説②
医療機関の名称と併記する形でセンターを記載している

〇〇歯科医院
△△インプラントセンター

診療時間 10:00~18:00
休診日 日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

ホーム | 診療内容 | 医院紹介 | アクセス

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1(3) 誇大な広告(誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-13,5-5

1. 広告が禁止される事例

(7) 提供する医療の内容等について誤認させる広告 (誇大広告)

提供する医療の内容等について事実を不当に誇張して表現している等、人を誤認させる表現

医療広告ガイドラインでは、必ずしも虚偽ではないが、提供する医療の内容等について、事実を不当に誇張して表現していたり、人を誤認させる広告（一般人が広告内容から認識する「印象」や「期待感」と実際の内容に相違があるもの）は、医療に関する広告としては認められないものである、とされている。

事例 提供される医療サービスの回数

https://www.abcde-clinic.com/datsumou

〇〇クリニック

診療時間 10:00~18:00
休診日 日曜・祝日
03-XXXX-XXXX

トップページ | 脱毛へのポリシー | **脱毛サービス** | 料金一覧 | クリニック一覧 | よくある質問

医療脱毛

患者さまの声を元に、全身脱毛のプランを用意しました！

全身脱毛 3年間し放題

全身脱毛 回数無制限プラン

月額 9,000円 (税抜き)

全身のムダ毛をすっきり綺麗に脱毛することを目指す！

3年間、回数制限なく何度でも通えるため、全身のムダ毛を最後まで脱毛することを目指せます。

※本プランは全て新規ご契約者さまのみの適用となります。

解説
実際には毛周期等（※1）の関係で回数は限られるが、「無制限」「し放題」「回数制限なく」の表記によって誤認を与える可能性がある

※1 毛周期

毛周期とは体毛が生え変わるサイクルのことを示しており、そのサイクルの限られた期間に脱毛を行うことで効果が発揮されるが、一回脱毛をすると次の脱毛をするサイクルになるまで一定期間を空ける必要がある。そのため、実質的には契約期間中において受けられる脱毛の回数は限られる。

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

1. 広告が禁止される事例

(8) 科学的根拠が乏しい情報による誘導（誇大広告）

科学的根拠が乏しい情報を用いて医療機関への受診や手術へ誘導する表現

医療広告ガイドラインでは、科学的な根拠が乏しい情報であるにもかかわらず、特定の症状に関するリスク、又は手術や処置等の有効性を強調することにより、医療機関への受診や手術へ誘導するものは、誇大広告として取り扱うこと、とされている。

事例① 医療機関への受診を誘導

〇〇クリニック

診療時間 10:00~18:00
休診日 日曜・祝日
 03-XXXX-XXXX

— □ ×

ホーム
診療内容
医院紹介
アクセス

× **解説①**
 科学的な根拠が乏しい情報であるにもかかわらず、特定の症状に関するリスクを強調することにより、医療機関への受診を誘導している

ストレスを感じている方にはがんのリスクがあります

ストレスを強く感じている人はがんの発生リスクが高いです。
 近年の研究ではストレスががんの発生の大きな要因になっているといわれています。
がんを発生させないためには、催眠療法を利用したストレスの原因の明確化と軽減が必要です。
 是非当院にお越しください。

事例② 特定の手術や処置等の実施に誘導

〇〇クリニック

診療時間 10:00~18:00
休診日 日曜・祝日
 03-XXXX-XXXX

— □ ×

ホーム
診療内容
医院紹介
アクセス

× **解説②**
 科学的な根拠が乏しい情報であるにもかかわらず、特定の手術や処置等の有効性を強調することにより、有効性が高いと称する手術等の実施へ誘導している

〇〇療法で期待できることは？

〇〇療法は免疫機能や細胞を活性化し、様々な効果を引き出します。例えば次の効果が期待でき、おすすめです。

【悪性腫瘍の治療】
 肺癌、大腸癌、子宮癌、皮膚癌等の治療に有効です。

【ウイルス性疾患の治療】
 肝炎、HIV、インフルエンザウイルスを体内から除去します。

【アンチエイジング】
 美白・美肌・ダイエットにも効果的です。

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1(3) 誇大な広告（誇大広告）
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

1. 広告が禁止される事例

(9) データの内訳が示されていない手術件数

データの内訳が示されていない手術件数の表現

医療広告ガイドラインでは、手術件数を広告する際には、当該手術件数に係る期間を併記する必要がある、とされている。なお、長期間の件数で、現在提供されている医療の内容について誤認させるおそれがあるものは誇大広告に該当する可能性がある、とされている。

事例① 件数のみ

〇〇美容外科

診療時間 10:00~18:00
休日 日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

ホーム 診療内容 料金一覧 アクセス

当院の紹介

……を目指しております。

当院では、〇〇手術と××手術の実績はのべ1,500件を超えています！

診療科名
整形外科、美容外科

解説①
治療実績におけるトータル件数のみ記載されている

事例② 長期間の件数

〇〇美容外科

診療時間 10:00~18:00
休日 日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

ホーム 診療内容 料金一覧 アクセス

当院の治療実績

治療内容 治療の流れ
費用 治療実績

当院では以下の手術実績を有しております。

■対象期間：1985年～2018年
■手術
・〇〇手術：1,250件
・△△手術：2,620件

解説②
医療の内容について誤認させるおそれがある長期間の手術件数の表示がされている

手術件数におけるデータの内訳を詳細に示した表現による改善例

手術件数において、対象期間を明示した上で1年ごとに集計したものを複数年に渡って示すことが望ましい。また当該件数に係る期間を併記した場合であっても、広告可能事項で示した範囲で広告が可能である。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcd.e.byou.com

〇〇美容外科

ホーム 診療内容 医院紹介 アクセス

当院の治療実績

治療内容 治療の流れ
費用 治療実績

当院は2007年1月の開院以来、2018年までに2,437件の手術実績を有しております。詳細は以下の通りです。

解説①、②
対象期間を明示した上で、それぞれの手術を1年ごとに集計した件数を記載する

〇対象期間：2007年3月～2018年12月

	〇〇手術	△△手術	××手術
2007年	15件	10件	30件
2008年	28件	12件	45件
2009年	25件	8件	52件
2010年	49件	4件	47件
2011年	63件	13件	78件
2012年	150件	27件	99件
2013年	123件	8件	95件
2014年	142件	11件	125件
2015年	108件	15件	155件
2016年	92件	13件	187件
2017年	75件	7件	220件
2018年	55件	8件	243件

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号、法第6条の5第3項第14号
医療広告ガイドライン	第4の4 (14) 法第6条の5第3項第14号
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q3-16,3-17

1. 広告が禁止される事例

(10) 体験談 (省令禁止事項)

治療内容又は効果に関する体験談の表現

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。医療広告ガイドラインでは、こうした体験談について、医療機関への誘引を目的として紹介することは、個々の患者の状態等により感想が異なり得るものであり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められない、とされている。

事例 治療内容または効果に関する体験談

〇〇クリニック

診療時間 10:00~18:00
休診日 日曜・祝日
03-xxxx-xxxx



トップページ

料金一覧

クリニック一覧

体験談

☆当院に寄せられた体験談を掲載しております！



解説

治療内容または効果に関する体験談が掲載されている

2021年 1月 60代女性

3年前虫歯を抜歯し、入れ歯にしました。

痛みはありましたが我慢を続けていると、他の歯も虫歯になり抜歯することになりました。

もともと入れ歯に痛みを感じていたこともあり、この機会にインプラント手術を受けることにしました。

手術前は不安でしたが、先生から丁寧な説明があったので納得して治療を受けることができました。

私は1回法手術を行いました。静脈内鎮静法にて手術を行ったため、手術中は痛みはもちろん、

振動なども感じなかったため、ストレスなく手術を受けることができました。

術後は少し痛みがありましたが、痛み止めを飲めば済む程度の痛みであり、腫れもほとんどありませんでした。

< 1 2 3 4 5 >

医療法関連法令

法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第1号

医療広告ガイドライン

第3の1 (6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談

医療広告ガイドラインに関するQ&A

Q1-18

1. 広告が禁止される事例

(11) 体験談（省令禁止事項）※口コミサイトから転載

口コミサイトの口コミを掲載している表現

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。特に、医療機関にとって便益を与える感想等を取捨選択し掲載するなどして強調することは、虚偽・誇大にあたるため広告できない。

元の口コミサイト **口コミ.com**
 全国の歯科医院の口コミを掲載しております！！

先日インプラント手術を行いました。術後の痛み、腫れはなく、素晴らしいです。

インプラントの治療を受けました。正直、術後かなり痛みがありましたが、仕上がりに満足しています。

突然歯が痛くなり、急遽通院することになりましたが、〇〇先生のおかげで今は全く痛みがありません！

ホワイトニングは、最初考えていた予算をオーバーしてしまったのですが、術前と比較するときれいになったと思います。

全ての口コミ
を転載

口コミを
抜粋

事例① 口コミサイトから転載した口コミ

解説①
 口コミサイトより、治療内容または効果に関する体験談に相当する口コミを転載している。 **患者様の声**

☆ 口コミサイトにおける当院についての患者様の声を掲載しております！（元サイト： **口コミ.com**）

先日インプラント手術を行いました。術後の痛み、腫れはなく、素晴らしいです。

インプラントの治療を受けました。正直、術後かなり痛みがありましたが、仕上がりに満足しています。

突然歯が痛くなり、急遽通院することになりましたが、〇〇先生のおかげで今は全く痛みがありません！

ホワイトニングは、最初考えていた予算をオーバーしてしまったのですが、術前と比較するときれいになったと思います。

事例② 口コミサイトから抜粋した口コミ

解説②
 医療機関にとって有利な口コミを抜粋してウェブサイトに掲載している場合は誇大広告に該当する **患者様の声**

☆ 当院についての患者様の声を口コミサイトより抜粋して掲載しております！（元サイト： **口コミ.com**）

先日インプラント手術を行いました。術後の痛み、腫れはなく、素晴らしいです。

突然歯が痛くなり、急遽通院することになりましたが、〇〇先生のおかげで今は全く痛みがありません！

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告（誇大広告）
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-9

1. 広告が禁止される事例

(12) ビフォーアフター写真 (省令禁止事項)

ビフォーアフター写真において治療等の効果又は内容について患者等に誤認を与えるおそれがある表現

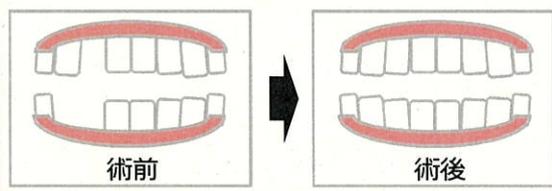
医療広告ガイドラインでは、個々の患者の状態等により当然に治療等の結果は異なるものであることを踏まえ、誤認させるおそれがある写真等については医療に関する広告としては認められないとされている一方で、詳細な説明を付した場合にはこれに当たらない、とされている。ビフォーアフター写真の掲載に必要な情報が十分に記載されておらず治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがあるものについては、広告することはできない。

事例① 写真のみ

解説①

ビフォーアフター写真のみが掲載され、説明が一切ない

インプラント治療



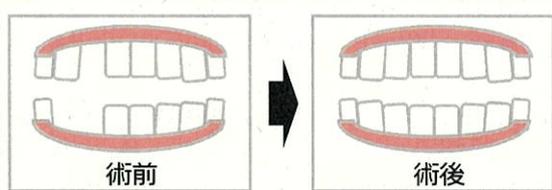
事例② 説明が不十分

解説②

通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項の情報が十分でなく、また、期間・回数、リスク・副作用等の情報が付されていない

インプラント治療の症例

インプラント治療により、審美面・機能面ともに回復しました。治療費は1,500,000円から



ビフォーアフター写真の表現に係る改善例

ビフォーアフター写真の掲載に必要な、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を付すことにより広告が可能である。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcd.e.shika.com

症例紹介

症例④ 30代女性。事故で失った左側臼歯のインプラント治療

治療内容	事故によって歯根破折を起こした左側臼歯に代わって、顎の骨にインプラントを埋め込み、その上に人工の歯を被せるインプラント治療を行い、機能面の回復を行いました。
治療期間・回数	約6ヶ月間、10回
費用	総額1,100,000円
※自由診療となります。	(検査・診断、手術関連処置費用等を含む) インプラント埋込・上部構造：350,000円/1本
リスク・副作用	出血、腫張、疼痛、青痣、神経麻痺、補綴物の脱落、破折、インプラント体の破折、咬合違和感、インプラント周囲炎等

症例② ×××

解説①、②

術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を付す

補足

術前又は術後のイラストや、術前のみ又は術後のみの写真についても通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療の主なリスク・副作用等の情報を付す必要がある。

虚偽広告に該当する可能性について (医療広告ガイドライン抜粋)

「加工・修正した術前術後の写真等の掲載」の取扱いとして、あたかも効果があるかのように見せるため加工・修正した術前術後の写真等については、虚偽広告として取り扱うべきであること、とされている。

医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (7) 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-8

1. 広告が禁止される事例

(13) 複数のビフォーアフター写真 (省令禁止事項)

複数のビフォーアフター写真について、まとめて詳細な説明が付された表現

複数のビフォーアフター写真について、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を、まとめて付しているものは、広告することはできない。

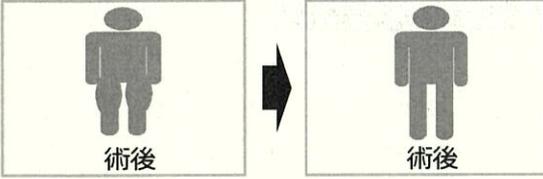
複数のビフォーアフター写真の表現に係る改善例

ビフォーアフター写真の掲載に必要な、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を、それぞれに付すことにより広告が可能となる。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

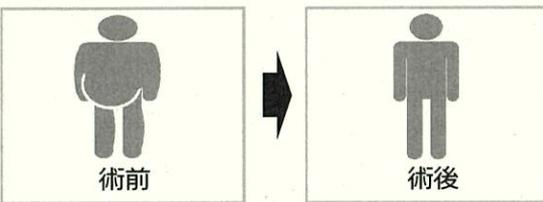
事例 複数の治療方法の写真をまとめて説明

症例紹介

症例① 足の脂肪吸引 (ハイザー-脂肪吸引法)



症例② 腹部の脂肪吸引 (チューメセント法)



症例③ ……

解説
× 複数の治療方法の写真に対して説明をまとめて記載している

治療内容	局所麻酔を行い、皮膚を切開し、脂肪を柔らかくした後に、脂肪吸引を行いました。
治療期間・回数	1-2回
費用	150,000円~200,000円
リスク・副作用	内出血、術後の腫れ、痛み

https://www.abcd.e.blyou.com

症例紹介

症例① 20代男性。足の脂肪吸引の手術。



治療内容	皮下脂肪内に大量の局所麻酔薬を注射します (チューメセント法)。皮膚の複数個所に吸引管が入る程度の切開 (数ミリ程度) をして皮下脂肪を吸引します。傷は糸やテープなどで閉鎖して治療部位は包帯やガーメント (腹巻やコルセットを含む) で圧迫固定します。
治療期間・回数	半日 (日帰り)
費用	200,000円~300,000円
リスク・副作用	治療部位の皮下出血や腫れ、一時的なしびれなどが起こることがあります。ごく稀に大出血や腹膜炎が起ります。脂肪塞栓や重篤な感染症 (腹膜炎) で入院を要し生命の危機に及んだという症例の報告もあります。

症例② 40代女性。下腹部の超音波併用脂肪吸引



治療内容	皮下脂肪内に大量の局所麻酔薬を注射します (チューメセント法)。皮膚の複数個所に吸引管が入る程度の切開 (数ミリ程度) をしてから超音波で皮下脂肪に熱を与え柔らかくして、皮下脂肪を吸引しやすくしてから吸引します。傷は糸やテープなどで閉鎖して治療部位は包帯やガーメント (腹巻やコルセットを含む) で圧迫固定します。
治療期間・回数	半日 (日帰り)
費用	500,000円~800,000円
リスク・副作用	治療部位の皮下出血や腫れ、一時的なしびれなどが起こることがありますが、超音波を使用しない場合よりこれらのリスクが低減することが期待できます。超音波の熱による熱傷 (やけど) の可能性があります。大出血や脂肪塞栓などの生命の危機に及ぶリスクについては超音波を使用しない方法との優劣について結論は出ていません。

解説
それぞれの写真に対して術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を付す

医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (7) 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-8

2. 広告可能事項の記載が不適切な事例

2. 広告可能事項の記載が不適切な事例

(14) 治療の方法

治療の方法について広告をすることができない表現

医薬品医療機器等法で承認された医薬品又は医療機器をその承認等の範囲で使用した自由診療について、治療に公的医療保険が適用されない旨又は標準的な費用を記載していないため、広告することはできない。

治療の方法の表現に係る改善例

医薬品医療機器等法で承認された医薬品又は医療機器をその承認等の範囲で使用した自由診療については、治療に公的医療保険が適用されない旨、及び標準的な費用を記載することにより広告が可能である。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

事例① 公的医療保険が適用されない旨

〇〇美容クリニック

診療時間 10:00~18:00

休診日 日曜・祝日



解説①

公的医療保険が適用されない旨が記載されていない

△△の治療方法 (△△ (作成者注: 既承認の医薬品の販売名))

△△の治療

表情皺の症状に合わせて、各部位に注射します。
.....

○標準的な費用: 1部位: 20,000円

〇〇治療

.....

事例② 標準的な費用の記載

〇〇美容クリニック

診療時間 10:00~18:00

休診日 日曜・祝日



解説②

治療に必要な標準的な費用が記載されていない

△△の治療方法 (△△ (作成者注: 既承認の医薬品の販売名))

△△の治療

表情皺の症状に合わせて、各部位に注射します。
.....

△△は公的医療保険が適用されない自由診療です。
費用は施術箇所により異なります。

〇〇治療

.....

https://www.abcd.e.byou.com

〇〇美容クリニック

診療時間 10:00~18:00
休診日 日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

△△の治療方法 (△△ (作成者注: 既承認の医薬品の販売名))

△△の治療

表情皺の症状に合わせて、各部位に注射します。
.....

○標準的な費用: 1部位: 20,000円

〇〇治療

.....

解説①
公的医療保険が適用されない旨を記載する

△△は公的医療保険が適用されない自由診療です。

○標準的な費用: 1部位: 20,000円

解説②
治療に必要な標準的な費用を記載する

〇〇治療

.....

医療法関連法令	法第6条の5第3項第13号
医療広告ガイドライン	第4の4 (13) 法第6条の5第3項第13号
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q3-9

2. 広告可能事項の記載が不適切な事例

(15) 医療従事者の専門性資格

広告することができない医療従事者の専門性資格の表現

厚生労働大臣が届出を受理した専門性資格については広告が可能であるが、団体名及び団体が認定する専門性の資格名が（〇〇学会認定〇〇専門医）記載されていない場合は広告をしてはならない。

医療従事者の専門性資格の表現に係る改善例

厚生労働大臣が届出を受理した専門性資格については、団体名及び団体が認定する専門性の資格名を記載することにより広告が可能である。
 ※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

事例① 資格名が記載されていない

院長紹介
 厚生 太郎 〇〇歯科医院 院長

<経歴>
 昭和62年 △△大学歯学部卒業

解説①
 専門性資格については「〇〇学会認定〇〇専門医」のように記載する必要があるが、資格名の記載がなく、「〇〇学会認定 専門医」と記載されている

<資格>
 日本口腔外科学会認定 専門医
 日本歯周病学会認定 専門医
 日本歯科麻酔学会認定 専門医

https://www.abcd.e.shika.com

院長紹介
 厚生 太郎 〇〇歯科医院 院長

<経歴>
 昭和62年 △△大学歯学部卒業

解説①
 「〇〇学会認定〇〇専門医」と専門性の資格名を記載する

<資格>
 日本口腔外科学会認定 口腔外科専門医
 日本歯周病学会認定 歯周病専門医
 日本歯科麻酔学会認定 歯科麻酔専門医

解説②
 団体名を記載する

事例② 団体名が記載されていない

院長紹介
 厚生 太郎 〇〇歯科医院 院長

<経歴>
 昭和62年 △△大学歯学部卒業

解説②
 専門性資格については「〇〇学会認定〇〇専門医」のように記載する必要があるが、団体名の記載がなく、「〇〇専門医」と記載されている。なお単に「〇〇専門医」との表記は誤認を与えるものとして誇大広告に該当する。

<資格>
 口腔外科専門医
 歯周病専門医
 歯科麻酔専門医

補足

厚生労働大臣が届出を受理しており、広告が可能である専門性資格は、「医療に関する広告が可能となった医師等の専門性に関する資格名等について」を参照。
 URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000554375.pdf>

厚生労働大臣が届出を受理していない専門性資格について広告する場合は、「〇〇学会認定〇〇専門医」などと記載したうえで、限定解除要件を満たす必要がある。詳細はP.22を参照。

医療法関連法令	法第6条の5第3項第9号、規則第1条の9の2第1号、第2号
医療広告ガイドライン	第4の4 (9) 法第6条の5第3項第9号
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q3-5,3-6,3-7

3 . 限定解除要件の記載が不適切な事例

3-1 限定解除要件について

3-2 自由診療に関する限定解除要件について

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-1 限定解除要件について

(16) 「専門外来」「診療科名」「専門性資格」「手術件数」「新聞や雑誌等で紹介された旨」における限定解除

限定解除要件を満たしていない例

厚生労働大臣が届出を受理していない団体が認定する専門性資格※1を有する旨等、広告可能事項に該当しないものは、原則として広告できない。しかし、広告可能事項の限定解除要件を満たし、かつ禁止される広告に該当しない場合は、広告可能事項に該当するかどうかによらず広告できる。以下の事例は、容易に照会できるように問い合わせ先（電話番号、Eメールアドレス等）を明示しておらず、限定解除要件を満たしていない。

事例① 広告可能事項ではない事項

診療時間 10:00~18:00

〇〇専門外来
〇〇病院

解説①-1 「専門外来」の表記が存在する（「専門」を除外して「外来」とした場合も認められない）

ホーム	診療内容	医院紹介	アクセス
	膠原病科	甲状腺科	
	糖尿病科	新生児科	
	認知症科	化学療法科	

解説①-2 法令上の根拠のない診療科名が記載されている

院長紹介
厚生 太郎 〇〇病院 院長

＜資格＞
□□学会認定 □□専門医
△△学会認定 △△認定医
〇〇学会認定 〇〇認定医
(作成者注：厚生労働大臣が届出を受理していない専門性資格)

手術実績（2014年～2018年）

	2014	2015	2016	2017	2018
〇〇手術	50件	55件	63件	72件	81件
△△手術	28件	12件	51件	32件	45件

解説①-4 特定の医師のキャリアとして、医師個人が行った手術件数が記載されている

解説①-5 自らの医療機関や勤務する医師が紹介された旨を記載している

当院のメディア掲載情報

2018/5/25 当院が雑誌△△に掲載されました。当院の施設写真やスタッフのインタビュー記事も掲載されております！

△△クラブ5月号

2019/3/8 ニュースで当院の院長〇〇が紹介されました！現在の美容問題などについて、お話ししました！

3月6日〇〇放送

限定解除要件を満たす改善例

左記を広告する際には、広告可能事項の限定解除要件に係る情報を十分に記載する必要がある。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcede.com

診療時間 10:00~18:00
休診日 日曜・祝日

〇〇専門外来
〇〇病院

解説①-1~5 限定解除要件を満たした情報を記載する

電話 03-xxxx-xxxx
Mail xxxxxxxxx@yyy.jp

ホーム	診療内容	医院紹介	アクセス
	膠原病科	甲状腺科	
	糖尿病科	新生児科	
	認知症科	化学療法科	

院長紹介
厚生 太郎 〇〇病院 院長

＜資格＞
□□学会認定 □□専門医
△△学会認定 △△認定医
〇〇学会認定 〇〇認定医
(作成者注：厚生労働大臣が届出を受理していない専門性資格)

手術実績（2014年～2018年）

	2014	2015	2016	2017	2018
〇〇手術	50件	55件	63件	72件	81件
△△手術	28件	12件	51件	32件	45件

当院のメディア掲載情報

2018/5/25 当院が雑誌△△に掲載されました。当院の施設写真やスタッフのインタビュー記事も掲載されております！

△△クラブ5月号

2019/3/8 ニュースで当院の院長〇〇が紹介されました！現在の美容問題などについて、お話ししました！

3月6日〇〇放送

補足
限定解除の要件を満たすためには、医療広告ガイドラインp.31の広告可能事項の限定解除要件の①②の記載を満たすことが必要である。
(自由診療の場合は、これに加え限定解除要件の③④を満たす必要がある。詳細は本事例解説書p.24-30を参照)

※1「医療に関する広告が可能となった医師等の専門性に関する資格名等について」に記載された範囲であれば限定解除せずに広告可能。

医療法関連法令	法第6条の6第1項、令第3条の2、法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第1号、第2号
医療広告ガイドライン	第2の3 暗示的又は間接的な表現の扱い、第3の1(5) 広告が可能とされていない事項の広告 第4の4(2) 法第6条の5第3項第2号、第4の4(9) 法第6条の5第3項第9号
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-6,3-1,3-2,3-3,3-4,3-5,3-6,3-7,3-16,5-10

3 . 限定解除要件の記載が不適切な事例

3-1 限定解除要件について

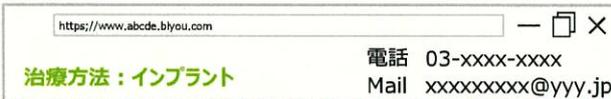
3-2 自由診療に関する限定解除要件について

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について

(17) 自由診療における限定解除 (全体概要)

限定解除を満たしていない表現

自由診療は、一部の例外を除いて広告可能事項には該当しないため、原則として広告できない。しかし、広告可能事項の限定解除要件を満たし、かつ禁止される広告に該当しない場合は、広告可能事項に該当するか否かによらず広告できる。
以下の事例は、「提供している治療内容と治療に必要な標準的な費用」や「治療の主な副作用・リスク」の記載がない、又は不十分で、限定解除要件を満たしていない。



「通常必要とされる治療内容」が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

➡ 個別具体例は、p.25「事例① 治療等の内容」を参照

「治療期間及び回数」が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

➡ 個別具体例は、p.26「事例② 治療期間及び回数」を参照

「標準的な費用」が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

➡ 個別具体例は、p.27「事例③ 標準的な費用」を参照

「主なリスクや副作用」が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

➡ 個別具体例は、p.28「事例④ 主なリスク、副作用」を参照

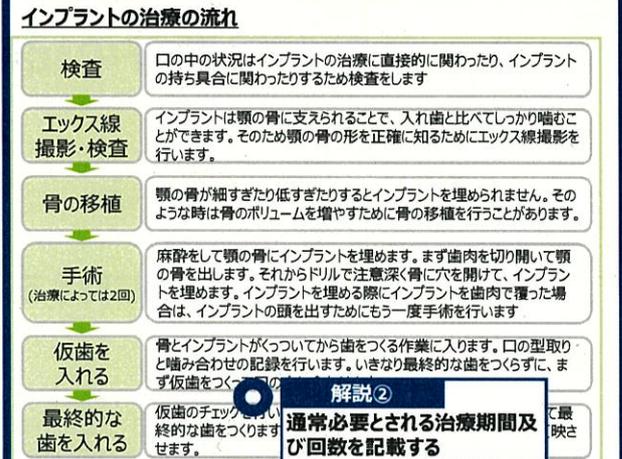
限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「提供している治療内容と治療に必要な標準的な費用」「治療の主な副作用・リスク」を十分に記載する必要がある。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。



インプラント治療とは
インプラント治療は、むし歯や歯周病を原因として失った歯にかわって、噛み心地や見た目を回復するための治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯をつくります。



治療期間・回数

治療期間	3-6か月
治療回数	5-6回

解説③ 通常必要とされる標準的な金額を記載する

費用 (※症状によって金額は変動します)

総額 (1歯欠損の場合)	200,000円~300,000円 (付随手術費用を除く)	
<内訳>		
種類	内容	金額
検査・診断		10,000円-20,000円
インプラント手術	インプラント埋入手術	20,000円-140,000円
	インプラント二次手術 (症状により要否は異なります)	10,000-85,000円
付随手術	補綴物	20,000円-140,000円
	GBR	0円
	骨移植	0円

解説④ 治療における主なリスクや副作用を記載する

- リスク・副作用**
- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
 - 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
 - お手入れ次第で感染することがある
 - 食べ物が詰まりやすくなる可能性がある
 - 噛む感覚が自分の歯と違う

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方、第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について

(17) 自由診療における限定解除 (個別具体例 1/4)

通常必要とされる治療等の内容

限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「通常必要とされる治療等の内容」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。

事例①-1 治療等の内容

インプラント治療とは

インプラント治療は、失った歯に近い歯を取り戻すことができます。



解説①-1
具体的な治療等の内容が記載されていない

事例①-2 治療等の内容

インプラント治療とは

インプラントは歯を失った人が行う治療で、最近では技術が進み、様々な治療方法がございます。当院では3種類の 방법으로インプラント治療を行っております。患者様と相談して治療方法を決めていきますので、まずはご来院ください！



解説①-2
治療等の内容に関連した記載自体はあるものの、不十分である

限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「通常必要とされる治療等の内容」を十分に記載する必要がある。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcede.blyou.com

解説①-1,2
治療等の内容を適切かつ十分に記載する

治療方法：インプラント

インプラント治療とは

インプラント治療は、むし歯や歯周病で抜けた歯にかわって噛み心地や見た目を回復するための治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯をつくります。

インプラントの治療の流れ

検査

口の中の状況はインプラントの治療に直接的に関わったり、インプラントの持ち具合に関わったりするため検査をします

エックス線撮影・検査

インプラントは顎の骨に支えられることで、しっかり噛むことができます。そのため顎の骨の形を正確に知るためにエックス線撮影を行います。

骨の移植

顎の骨が細すぎたり低すぎたりするとインプラントを埋められません。そのような時は骨のボリュームを増やすために骨の移植を行うことがあります。

手術
(治療によっては2回)

麻酔をして顎の骨にインプラントを埋めます。まず歯肉を切り開いて顎の骨を出します。それからドリルで注意深く骨に穴を開けて、インプラントを埋めます。インプラントを埋める際にインプラントを歯肉で覆った場合は、インプラントの頭を出すためにもう一度手術を行います

仮歯を入れる

骨とインプラントがくっついてから歯をつくる作業に入ります。口の型取りと噛み合わせの記録を行います。いきなり最終的な歯をつくらずに、まず仮歯をつけて口の中に合わせます。

最終的な歯を入れる

仮歯のチェックを行い、もう一度型取りと噛み合わせの確認を行って最終的な歯をつくります。この時は歯の色もチェックして出来映えに反映させます。

治療期間・回数

治療期間： 3-6か月
治療回数： 5-6回

費用 (※症状によって金額は変動します)

総額 (1歯欠損の場合) 200,000円~300,000円
(付随手術費用を除く)

種類	内容	金額
検査・診断		10,000円-20,000円
インプラント手術	インプラント埋入手術	20,000円-140,000円
	インプラント二次手術 (症状により要否は異なります)	10,000-85,000円
	補綴物	20,000円-140,000円
付随手術	GBR	50,000円-100,000円
	骨移植	50,000円-100,000円

リスク・副作用

- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなる可能性がある
- 噛む感覚が自分の歯と違う

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方、第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について

(17) 自由診療における限定解除 (個別具体例 2/4)

治療期間及び回数

限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「治療期間及び回数」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。

事例②-1 治療期間・回数

治療期間・回数

治療期間は患者様の状態により異なります



解説②-1

通常必要とされる治療期間及び回数が記載されていない

事例②-2 治療期間・回数

治療期間・回数

治療期間：1か月～
治療回数：2回～



解説②-2

最低限の治療期間及び回数しか記載されていない

事例②-3 治療期間・回数

治療期間

治療期間：3-6か月



解説②-3

治療期間しか記載されていない

限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「治療期間及び回数」を十分に記載する必要がある。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcd.e.blyou.com

電話 03-xxxx-xxxx
Mail xxxxxxxxx@yyy.jp

治療方法：インプラント

インプラント治療とは

インプラント治療は、むし歯や歯周病で抜けた歯にかわって噛み心地や見た目を回復するための治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯をつくります。

インプラントの治療の流れ

- 検査**：口の中の状況はインプラントの治療に直接的に関わったり、インプラントの持ち具合に関わったりするため検査をします
- エックス線撮影・検査**：インプラントは顎の骨に支えられることで、しっかり噛むことができます。そのため顎の骨の形を正確に知るためにエックス線撮影を行います。
- 骨の移植**：顎の骨が細すぎたり低すぎたりするとインプラントを埋められません。そのような時は骨のボリュームを増やすために骨の移植を行うことがあります。
- 手術** (治療によっては2回)：麻酔をして顎の骨にインプラントを埋めます。まず歯肉を切り開いて顎の骨を出します。それからドリルで注意深く骨に穴を開けて、インプラントを埋めます。インプラントを埋める際にインプラントを歯肉で覆った場合は、インプラントの頭を出すためにもう一度手術を行います
- 仮歯を入れる**：骨とインプラントがくっついてから歯をつくる作業に入ります。口の型取りと噛み合わせの記録を行います。いきなり最終的な歯をつくらずに、まず仮歯をつくります。
- 最終的な歯を入れる**：仮歯のチェックと最終的な歯をつくらせます。

治療期間・回数

治療期間：3-6か月
治療回数：5-6回

費用 (※症状によって金額は変動します)

総額 (1歯欠損の場合) 200,000円～300,000円 (付随手術費用を除く)

種類	内容	金額
検査・診断		10,000円-20,000円
インプラント手術	インプラント埋入手術	20,000円-140,000円
	インプラント二次手術 (症状により要否は異なります)	10,000円-85,000円
	補綴物	20,000円-140,000円
付随手術	GBR	50,000円-100,000円
	骨移植	50,000円-100,000円

リスク・副作用

- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなる
- 噛む感覚が自分の歯と違う

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方、第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について

(17) 自由診療における限定解除 (個別具体例 3/4) 標準的な費用

限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「標準的な費用」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。

事例③-1 費用

費用

料金は患者様の状態により異なります。

解説③-1
標準的な費用が記載されていない

事例③-2 費用

費用

内容	金額
インプラント手術	150,000~

解説③-2
最低金額のみが記載されている

事例③-3 費用

費用

内容	金額
インプラント手術	170,000

※別途麻酔料が必要になります
※施術範囲により金額が異なる可能性があります

解説③-3
別途発生する費用が小さな文字で記載されており、具体的な金額の明示もない

限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「標準的な費用」を十分に記載する必要があります。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcd.e.blyou.com

電話 03-xxxx-xxxx
Mail xxxxxxxxx@yyy.jp

治療方法：インプラント

インプラント治療とは

インプラント治療は、むし歯や歯周病で抜けた歯にかわって咬み心地や見た目を回復するための治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯をつくります。

インプラントの治療の流れ

- 検査**：口の中の状況はインプラントの治療に直接的に関わったり、インプラントの持ち具合に関わったりするため検査をします。
- エックス線撮影・検査**：インプラントは顎の骨に支えられることで、しっかり噛むことができます。そのため顎の骨の形を正確に知るためにエックス線撮影を行います。
- 骨の移植**：顎の骨が細すぎたり低すぎたりするとインプラントを埋められません。そのような時は骨のボリュームを増やすために骨の移植を行うことがあります。
- 手術**：麻酔をして顎の骨にインプラントを埋めます。まず歯肉を切り開いて顎の骨を出します。それからドリルで注意深く骨に穴を開けて、インプラントを埋めます。インプラントを埋める際にインプラントを歯肉で覆った場合は、インプラントの頭を出すためにもう一度手術を行います。
- 仮歯を入れる**：骨とインプラントがくっついてから歯をつくる作業に入ります。口の型取りと噛み合わせの記録を行います。しきりに最終的な歯をつくらずに、まず仮歯をつけて口の中に入れていきます。
- 最終的な歯を入れる**：仮歯の手入れを行い最終的な歯をつくり、この時終了します。

治療期間・回数

治療期間：3-6ヵ月
治療回数：5-6回

費用（※症状によって金額は変動します）

総額（1歯欠損の場合）	200,000円~300,000円 (付随手術費用を除く)
-------------	----------------------------------

<内訳>

種類	内容	金額
検査・診断		10,000円-20,000円
インプラント手術 (麻酔料を含む)	インプラント埋入手術	20,000円-140,000円
	インプラント二次手術 (症状により要否は異なります)	10,000-85,000円
	補綴物	20,000円-140,000円
付随手術	GBR	50,000円-100,000円
	骨移植	50,000円-100,000円

リスク・副作用

- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなる可能性がある
- 噛む感覚が自分の歯と違う

解説③-1,2
標準的な費用または最低金額から最高金額を記載する

解説③-3
別途発生する費用や内訳を記載する

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方、第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について

(17) 自由診療における限定解除 (個別具体例 4/4)

主なリスク、副作用等

限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「主なリスク、副作用等」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。

事例④-1 リスク、副作用等

リスク・副作用

治療費が高額



解説④-1

治療における主なリスク、副作用等が記載されていない

事例④-2 リスク、副作用等

Q&A

Q：インプラント治療にはどのようなリスクがありますか？

A：手術中は麻酔が効いていますので、心配ありません。術後の痛みはありますが2～3日でひきます。それ以上に、ブリッジや入れ歯にはないメリットがあります。



解説④-2

治療における主なリスク、副作用等が十分に記載されていない

事例④-3 リスク、副作用等

<インプラント治療のメリット>

しっかりと強く噛める

見映えよく上げることが可能

自分の歯にかかる負担が減って長持ちする

※デメリット

- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなる可能性がある
- 噛む感覚が自分の歯と違う



解説④-3

長所に関する情報と比べて極端に小さな文字で掲載している

限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「主なリスク、副作用等」を十分に記載する必要があります。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcde.byou.com

電話 03-xxxx-xxxx
Mail xxxxxxxxx@yyy.jp

治療方法：インプラント

インプラント治療とは

インプラント治療は、むし歯や歯周病で抜けた歯にかわって噛み心地や見た目を回復するための治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯をつくります。

インプラントの治療の流れ

検査	口の中の状況はインプラントの治療に直接的に関わったり、インプラントの持ち具合に関わったりするため検査をします
エックス線撮影・検査	インプラントは顎の骨に支えられることで、しっかり噛むことができます。そのため顎の骨の形を正確に知るためにエックス線撮影を行います。
骨の移植	顎の骨が細すぎたり低すぎたりするとインプラントを埋められません。そのような時は骨のボリュームを増やすために骨の移植を行うことがあります。
手術 (治療によって12回)	麻酔をして顎の骨にインプラントを埋めます。まず歯肉を切り開いて顎の骨を出します。それからドリルで注意深く骨に穴を開けて、インプラントを埋めます。インプラントを埋める際にインプラントを歯肉で覆った場合は、インプラントの頭を出すためにもう一度手術を行います
仮歯を入れる	骨とインプラントがくっついてから歯をつくる作業に入ります。口の型取りと噛み合わせの記録を行います。いきなり最終的な歯をつくらず、まず仮歯をつけて口の中に合せてみます。
最終的な歯を入れる	仮歯のチェックを行い、もう一度型取りと噛み合わせの確認を行って最終的な歯をつくります。この時は歯の色もチェックして出来映えに反映させます。

治療期間・回数

治療期間 3-6カ月
治療回数 5-6回

費用（※症状によって金額は変動します）

総額（1歯欠損の場合） 200,000円～300,000円
(付随手術費用を除く)

<内訳>

種類	内容	金額
検査・診断	インプラント埋入手術	500円～100,000円
インプラント手術	インプラント二次手術 (症状により要否は異なります)	
	補綴物	
付随手術	GBR	
	骨移植	

解説④-1,2
治療における主なリスク、副作用等を十分に記載する

解説④-3
長所等の他の情報と同様に記載する

リスク・副作用

- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなる可能性がある
- 噛む感覚が自分の歯と違う

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方、第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について

(18) 未承認医薬品等を用いた自由診療における限定解除

前提	承認の有無・前提	「未承認医薬品等であること」等の記載要否
わが国の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において、承認等されていない医薬品・医療機器、あるいは承認等された効能・効果又は用法・用量が異なる医薬品・医療機器を用いた治療について、「未承認医薬品等であること」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」を明示する必要がある。 本頁では、右図の未承認医薬品等の事例を示している。	未承認医薬品等 (医薬品・医療機器等)	他の同等医薬品等も国内承認なし 必要
		他の同等医薬品等で国内承認あり 必要（他の承認等された医薬品等の情報を明示）
	承認医薬品等 (医薬品・医療機器等)	承認とは異なる目的での使用 必要（承認等された効能・効果又は用法・用量とは異なることを明示）
		承認された目的での使用 不要

未承認医薬品等の要件を満たしていない表現

自由診療の広告に必要となる通常の限定解除要件を満たす記載しかされておらず、未承認医薬品等を用いた自由診療を広告するための限定解除要件は満たしていない。

事例 未承認医薬品等を用いた治療方法

電話 03-xxxx-xxxx

リフトアップ治療

解説
「未承認医薬品等であること」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」が記載されていない

治療方法
〇〇（作成者注：未承認医療機器の販売名）で照射する超音波を直接肌にあて、皮下に存在する筋膜に熱をピンポイントで加え、リフトアップを行います。

治療期間・回数
治療期間 1-2年
治療回数 2-6回

費用 ※自由診療となります

施術名	金額
たるみ治療	300,000-350,000円

リスクと副作用について

リスク
神経の全面的あるいは部分的損傷が起こることで、永久的または一時的なしびれや表情筋の麻痺が発生する

副作用
線状に皮膚が腫れることがある
一時的に知覚が鈍く感じることがある

解説

「国内の承認医薬品等の有無」について、同一の成分や性能を有する他の国内承認医薬品等がある場合は、その情報を記載する

例：国内においては〇〇とは別の□□（作成者注：承認医療機器の販売名）が厚生労働省より承認を取得しています

未承認医薬品等の要件を満たす改善例

自由診療の広告に必要となる通常の限定解除要件のほかに、未承認医薬品等の要件を十分に記載する必要があります。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcd.ehyou.com

リフトアップ治療 電話 03-xxxx-xxxx
Mail xxxxxxxxx@yyy.jp

治療方法
〇〇（作成者注：未承認医療機器の販売名）で照射する超音波を直接肌にあて、皮下に存在する筋膜に熱をピンポイントで加え、リフトアップを行います。

治療期間・回数
治療期間 1-2年
治療回数 2-6回

費用 ※自由診療となります

施術名	金額
たるみ治療	300,000-350,000円

リスクと副作用について

リスク
神経の全面的あるいは部分的損傷が起こることで、永久的または一時的なしびれや表情筋の麻痺が発生する

副作用
線状に皮膚が腫れることがある
一時的に知覚が鈍く感じることがある

解説
「未承認医薬品等であること」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」を記載する

※〇〇について

未承認医薬品等
この治療で使用される〇〇は医薬品医療機器等法上の承認を得ていない未承認医療機器です。

入手経路等
当院で使用している〇〇は□□国△△社で製造されたものを当院で個人輸入しております。個人輸入された医薬品等の使用によるリスクに関する情報は下記URLをご確認ください。
https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp/individualimport/healthhazard/

国内の承認医薬品等の有無
国内においては承認されている医療機器はありません。

諸外国における安全性等に係る情報
米国のFDA（アメリカ食品医薬品局）に承認されております。リスクとしては痛み・ヒリヒリ感、みみず腫れ、一時的な腫れ、紫斑、色素増強、癬痕形成、一時的な局所神経麻痺が報告されています。

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方、第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-13,3-25,3-26

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について

(19) 医薬品等を承認された効能・効果と異なる目的で用いた自由診療における限定解除

前提	承認の有無・前提		「未承認医薬品等であること」等の記載要否
	わが国の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において、承認等されていない医薬品・医療機器、あるいは承認等された効能・効果又は用法・用量が異なる医薬品・医療機器を用いた治療について、「未承認医薬品等であること」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」を明示する必要がある。 本頁では、右図の未承認医薬品等の事例を示している。	未承認医薬品等 (医薬品・医療機器等)	他の同等医薬品等も国内承認なし 他の同等医薬品等で国内承認あり
	承認医薬品等 (医薬品・医療機器等)	承認とは異なる目的での使用 承認された目的での使用	必要（承認等された効能・効果又は用法・用量とは異なることを明示） 不要

未承認医薬品等の要件を満たしていない表現

自由診療の広告に必要となる通常の限定解除要件を満たす記載しかされておらず、医薬品等を承認された効能・効果と異なる目的で用いた自由診療を広告するための限定解除要件は満たしていない。

事例 承認された効能・効果と異なる目的で医薬品等を用いた治療方法

美容注射：プラセンタ注射（〇〇（作成者注：既承認の医薬品の販売名））



解説

承認された効能・効果と異なる目的で医薬品等を使用しているにもかかわらず「医薬品の承認」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」が記載されていない

治療方法と治療回数

治療方法：アミノ酸、核酸、塩基、ミネラルが含まれた〇〇を注射することにより〇〇（効果）を図ります
治療回数：週1回～2週間に1回が平均的な回数です。

リスクと副作用について

リスク：内出血

プラセンタ注射は、注射器を用いるため、細い血管に当たってしまい内出血を引き起こすリスクがあります。本製剤は生体由来の原料を使用しているため、現在未知の病原体の感染は完全には否定できません。

副作用：下記症状が出る場合があります

過敏症・頭痛・肝機能障害・献血ができなくなります

費用※自由診療となります

手術名	金額
プラセンタ注射	2,500円/本

未承認医薬品等の要件を満たす改善例

自由診療の広告に必要となる通常の限定解除要件のほかに、未承認医薬品等の要件を十分に記載する必要があります。
※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

https://www.abcede.blyou.com

電話 03-xxxx-xxxx
Mail xxxxxxxx@yyy.jp

美容注射：プラセンタ注射
(〇〇（作成者注：既承認の医薬品の販売名）)

治療方法と治療回数

治療方法：アミノ酸、核酸、塩基、ミネラルが含まれた〇〇を注射します
治療回数：週1回～2週間に1回が平均的な回数です。

費用※自由診療となります

施術名	金額
プラセンタ注射	2,500円/本

リスクと副作用について

リスク：内出血
プラセンタ注射は、注射器を用いるため、細い血管に当たってしまい内出血を引き起こすリスクがあります。本製剤は生体由来の原料を使用しているため、現在未知の病原体の感染は完全には否定できません。

副作用：下記症状が出る場合があります
過敏症・頭痛・肝機能障害

解説
「医薬品の承認」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」を記載する

※ヒト胎盤抽出物（プラセンタ）について

未承認医薬品等（異なる目的での使用）

ヒト胎盤抽出物（プラセンタ）は、医薬品医療機器等法において、「慢性肝疾患における肝機能の改善」の効能・効果で承認されていますが、当院で行う美容目的での使用については国内で承認されていません。

入手経路等

当院で使用しているヒト胎盤抽出物（プラセンタ）は□□国△△社で製造されたものを当院で個人輸入しております。

国内の承認医薬品等の有無

ヒト胎盤抽出物を一般名とする医薬品は国内で承認されていますが、承認されている効能・効果及び用法・用量と当院での使用目的・方法は異なります。

諸外国における安全性等に係る情報

現在重大なリスクは報告されておませんが、v C J D（変異型クローンフェルトヤコブ病）の伝播の理論的なリスクは否定できません。

医療法	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方、第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-13,2-14,3-25.3-26

4. 広告するにあたって注意が必要な事例

4. 広告するにあたって注意が必要な事例

(20) 様々な治療の方法が含まれ、そのいずれの治療を提供するのかという点が明確ではない診療科名（誇大広告）

広告をしてはならない診療科名の表現

法令上根拠のない名称や、組み合わせの診療科名のうち、様々な治療の方法が含まれ、そのいずれの治療を提供するのかという点が明確ではない名称について、提供する治療の内容が記載されておらず不明確であり、限定解除要件が満たされているとしても、誤認を与える可能性があり、広告できない。

〇〇歯科医院
診療時間 10:00~18:00
休診日 日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

ホーム **解説**

診療科名

様々な治療の方法が含まれ、そのいずれの治療を提供するのかという点が明確ではない

- 審美歯科
- 矯正歯科
- 小児歯科

補足

診療科名は、医療法施行令第3条の2で定められた診療科名又は当該診療に従事する医師が厚生労働大臣の許可を受けたもの以外は広告が認められないが、限定解除要件を満たすことで、広告は可能である。限定解除の要件を満たすためには、医療広告ガイドラインp.31の広告可能事項の限定解除要件の①②の記載を満たすことが必要である。（自由診療の場合は、これに加え限定解除要件の③④を満たす必要がある。詳細は本事例解説書p.24-30を参照。）

広告をしてはならない診療科名の表現に係る改善例

提供する医療の内容を明確に記載したうえで、限定解除要件を満たす必要がある。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

〇〇歯科医院
診療時間 10:00~18:00
休診日 日曜・祝日
03-xxxx-xxxx

ホーム 診療内容 料金一覧 アクセス

診療科名

解説-1
(解説-2に加え) いずれの治療を提供するかを明確に記載する

審美歯科 矯正歯科 小児歯科

当院における審美歯科について

当院における審美歯科は、歯や口元の美しさに焦点を当てた総合的な歯科治療のことを指しております。当院では補綴物を使用し白い透明感と天然の歯に近い見た目で審美性が高い「オールセラミッククラウン」や、歯の汚れを落とし色を白くする「ホワイトニング」などの治療を提供しております。

治療メニュー	オールセラミッククラウン
	ラミネートベニア
	ホワイトニング

解説-2
(解説-1に加え) 提供する治療内容の限定解除要件を満たす（詳細はp.24-30を参照）

オールセラミッククラウン

治療方法

歯の表面を削り、白いセラミックをかぶせる、もしくは隙間に埋めることで、歯を白くきれいにします。

治療期間・回数

治療期間 3か月程度
治療回数 2-5回

費用※自由診療となります

施術名	金額
セラミック治療	90,000-120,000

リスクと副作用について

リスク
治療によっては歯の体積を削る量が多い場合があります。また事前に神経の処置等が必要な場合があります。

副作用
治療後に軽い出血や痛みを伴う可能性があります。また稀にセラミックが欠ける可能性があります。

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1(3) 誇大な広告（誇大広告）
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q3-18

4. 広告するにあたって注意が必要な事例

(21) 提供される医療とは直接関係ない事項による誘引

提供される医療とは直接関係ない事項の表現

医療広告ガイドラインでは、提供される医療の内容とは直接関係のない情報を強調し、国民・患者を誤認させ、不当に国民・患者を誘引する内容については、広告が行わないものとされている。

事例 提供される医療の内容とは直接関係のない事項

〇〇クリニック

診療時間 10:00~18:00
休診日 日曜・祝日

03-xxxx-xxxx

解説
物品を贈呈する旨等を記載している

子どものみんなには治療後に、頑張ったご褒美にガチャガチャをプレゼント！

当院で出産された方には、**出産祝いとして赤ちゃんグッズをプレゼント**しております。

医療法関連法令	
医療広告ガイドライン	第3の1(8) その他 ア ②提供される医療の内容とは直接関係ない事項による誘引
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

